

入札参加者各位

福岡県建築都市部
建築都市総務課契約室長

専任を要する監理技術者、主任技術者及び現場代理人の兼務等について

このことについて、建設業法第26条第3項及び同法第26条の5の改正に伴い、以下Ⅲ・Ⅳのとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。なお、以下Ⅰ・Ⅱ・Ⅴにつきましては、現行とおり変更はありません。

I. 専任を要する主任技術者の兼務について

4千5百万円以上（建築一式工事は9千万円以上）の専任を有する主任技術者（※）について、下記の場合に兼務を認めることとします。（※監理技術者には適用されませんのでご注意ください。）

記

- 1 密接な関連のある同一又は近接する箇所の工事
- 2 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事（※1）又は施工にあたり相互に調整を要する工事（※2）（いずれも県発注に限らない（※3））で、工事現場の相互の間隔が路程で10km程度の近接した2カ所の工事

（※1）県土整備事務所発注の県道舗装工事とA市発注の市道拡幅工事など。

（※2）例

- ・ 工所用道路を共有し、相互に工程調整を要する工事
- ・ 工事の発生土を盛土材に流用し、相互に土量配分計画の調整を要する工事
- ・ 2つの現場の資材を一括で購入し、相互に工程調整を要する工事
- ・ 相当の部分の工事を同一の下請業者で施工し、相互の工程調整を要する工事など

（※3）公共工事に限らず民間工事も対象となります（公共工事と同様、相手方発注者の承認が必要です）。

注 意 事 項

兼務を希望する場合は落札後すみやかに（契約前までに）別紙様式により申請して下さい。上記の条件にあてはまらない場合は兼務を承認しないことがあるのでご注意ください。この場合、他に配置する技術者がいないときは契約できません。

II. 現場代理人の兼務について

現場代理人について、下記の工事で兼務を認めることとします。

記

- 1 県発注で近接により諸経費を調整する工事
- 2 以下の条件を満たす2件までの工事（県発注に限らない（※1））
 - ① 工事現場の相互の間隔が路程で10km程度の近接した場所であること。（※2）

- ② 兼務しても安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り及び権限の行使に支障がないと当事務所長が認めるものであること。
- ③ 監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること。
- ④ 担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、原則一日一回以上、担当工事現場を巡回し、現場の安全管理等に当たること。
- ⑤ 一方の現場を離れるときに連絡責任者を指名しておくこと。

(※1) 相手方発注者の承認が必要です。

(※2) 兼務する2件の工事現場が、それぞれ建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける主任技術者等(専任特例1号技術者)の配置が可能な工事現場(情報通信機器を活用等の要件に合致)の場合は、工事現場間の相互の間隔は、1日の勤務時間内で巡回可能であり、移動時間が概ね2時間以内であること。

注 意 事 項

兼務を希望する場合は落札後すみやかに(契約締結前に)別紙様式により申請して下さい。
上記の条件にあてはまらない場合は兼務を承認しないことがあるのでご注意下さい。
この場合、他に配置する現場代理人がいなくは契約を締結できません。

Ⅲ. 専任特例1号技術者の配置について

下記の(1)～(9)の要件を全て満たす場合に、建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける主任技術者等(以下、「専任特例1号技術者」という。)の配置を認めます。

記

- (1) 各工事の請負金額が1億円未満(建築一式工事は2億円未満)であること。
- (2) 工事の工事現場間の距離が、同一の専任特例1号技術者がその1日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ当該工事現場と他の工事現場との間の移動距離がおおむね片道2時間以内であること。
- (3) 下請次数が3を超えていないこと。
- (4) 当該建設工事に置かれる専任特例1号技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者(以下、「連絡員」という。)を現場に置くこと。
 なお、土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該工事と同業種の建設工事に関し、1年以上の実務経験を有するものであること。
- (5) CCUS等により、専任特例1号技術者が遠隔から現場作業員の入退場が確認できる措置を講じていること。
- (6) 人員の配置の計画書を作成し、現場着手前に監督員に提出したうえで、工事現場毎に備えおくこと。
- (7) 専任特例1号技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器(スマートフォン等)が設置され、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
- (8) 兼務する工事の数は2件を超えないこと。
- (9) 同一の専任特例1号技術者が兼任できる工事の工事種別及び発注機関(公共・民間等)については問わない。

注 意 事 項

専任特例 1号技術者の配置を予定している場合は、一般競争入札においては入札参加申込み時、指名競争入札においては入札時に「主任技術者等（専任特例 1号）の配置を予定している場合の確認事項（様式 1）」を提出してください。

落札後（契約締結前）に、「情報通信機器利用による非専任技術者等の配置申請書（様式 3）」により申請してください。

上記の条件にあてはまらない場合は兼務を承認しないことがあるのでご注意ください。
この場合、他に配置する技術者がいないときは契約できません。

IV. 建設業法第 26 条の 5 の適用を受ける営業所技術者等の配置について

下記の（1）～（9）の要件を全て満たす場合に、建設業法第 26 条の 5 の規定の適用を受ける営業所技術者又は特定営業所技術者（以下、「営業所技術者等」という。）の配置を認めます。

記

- （1）営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- （2）各工事の請負金額が 1 億円未満（建築一式工事は 2 億円未満）であること。
- （3）営業所と工事現場の距離が、同一の営業所技術者等がその 1 日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ営業所から当該工事現場との間の移動距離がおおむね片道 2 時間以内であること。
- （4）下請次数が 3 を超えていないこと。
- （5）当該建設工事に置かれる営業所技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下、「連絡員」という。）を現場に置くこと。
なお、土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該工事と同業種の建設工事に関し、1 年以上の実務経験を有するものであること。
- （6）CCUS 等により、営業所技術者等が遠隔から現場作業員の入退場が確認できる措置を講じていること。
- （7）人員の配置の計画書を作成し、現場着手前に監督員に提出したうえで、工事現場に備えおくこと。
- （8）営業所技術者等が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォン等）が設置され、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
- （9）兼務する工事の数は 1 件を超えないこと。

注 意 事 項

営業所技術者等の配置を予定している場合は、一般競争入札においては入札参加申込み時、指名競争入札においては入札時に「営業所技術者等（建設業法第 26 条の 5）の配置を予定している場合の確認事項（様式 2）」を提出してください。

落札後（契約締結前）に、「情報通信機器利用による非専任技術者等の配置申請書（様式 3）」により申請してください。

上記の条件にあてはまらない場合は兼務を承認しないことがあるのでご注意ください。
この場合、他に配置する技術者がいないときは契約できません。

V. 専任を要する主任技術者等の途中交代について

以下の場合において、専任を要する主任技術者等の途中交代を認めることとする。

- ・ 技術者の死亡・傷病・出産・育児・介護又は退職等、真にやむを得ない場合。
- ・ 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。
- ・ 橋梁・ポンプ・ゲート・エレベーター・発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工事現場が工場から現地へ移行する場合。
- ・ 一つの契約工期が多年に及ぶ場合※

※「1年（365日）以上」ではなく、「複数年度にまたがる」ような場合を指す。